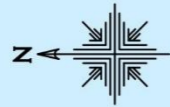
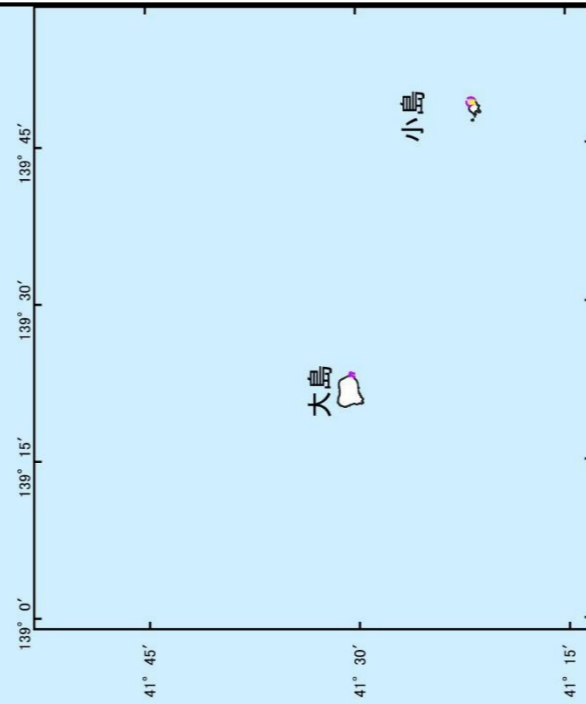


凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	人工海浜(養浜を含む)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
	環境に配慮すべき区域
	利用に配慮すべき区域

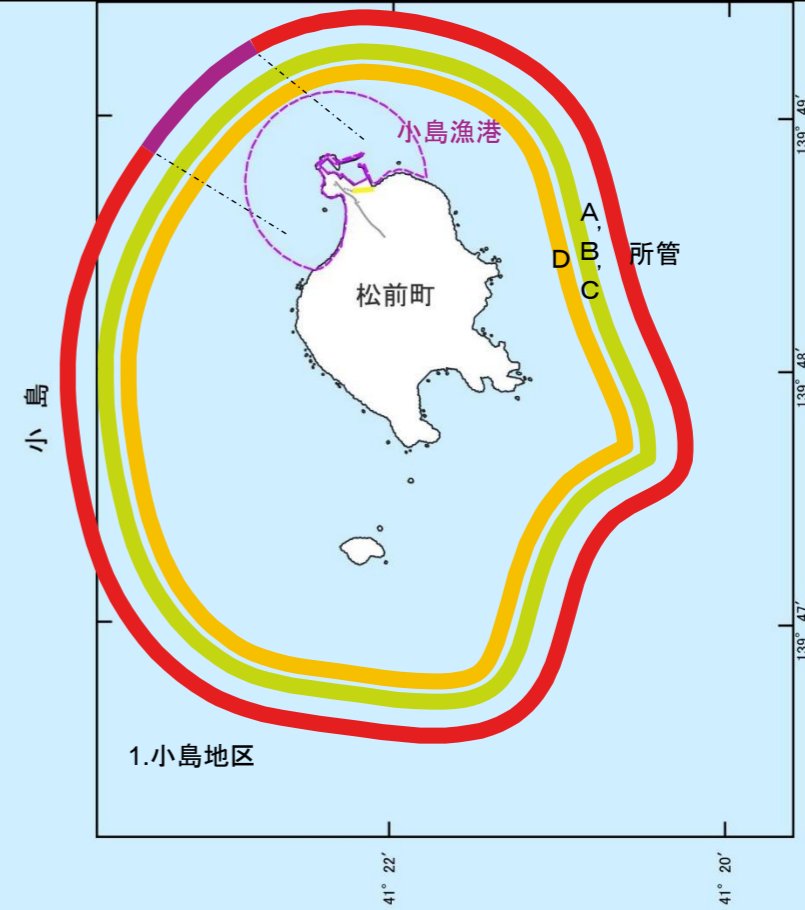
所 管	
	国土交通省水管理・国土保全局
	国土交通省港湾局
	農林水産省水産庁
	農林水産省農村振興局



位置図



1:1,000,000
0 10 20 30 40 km



松前海岸



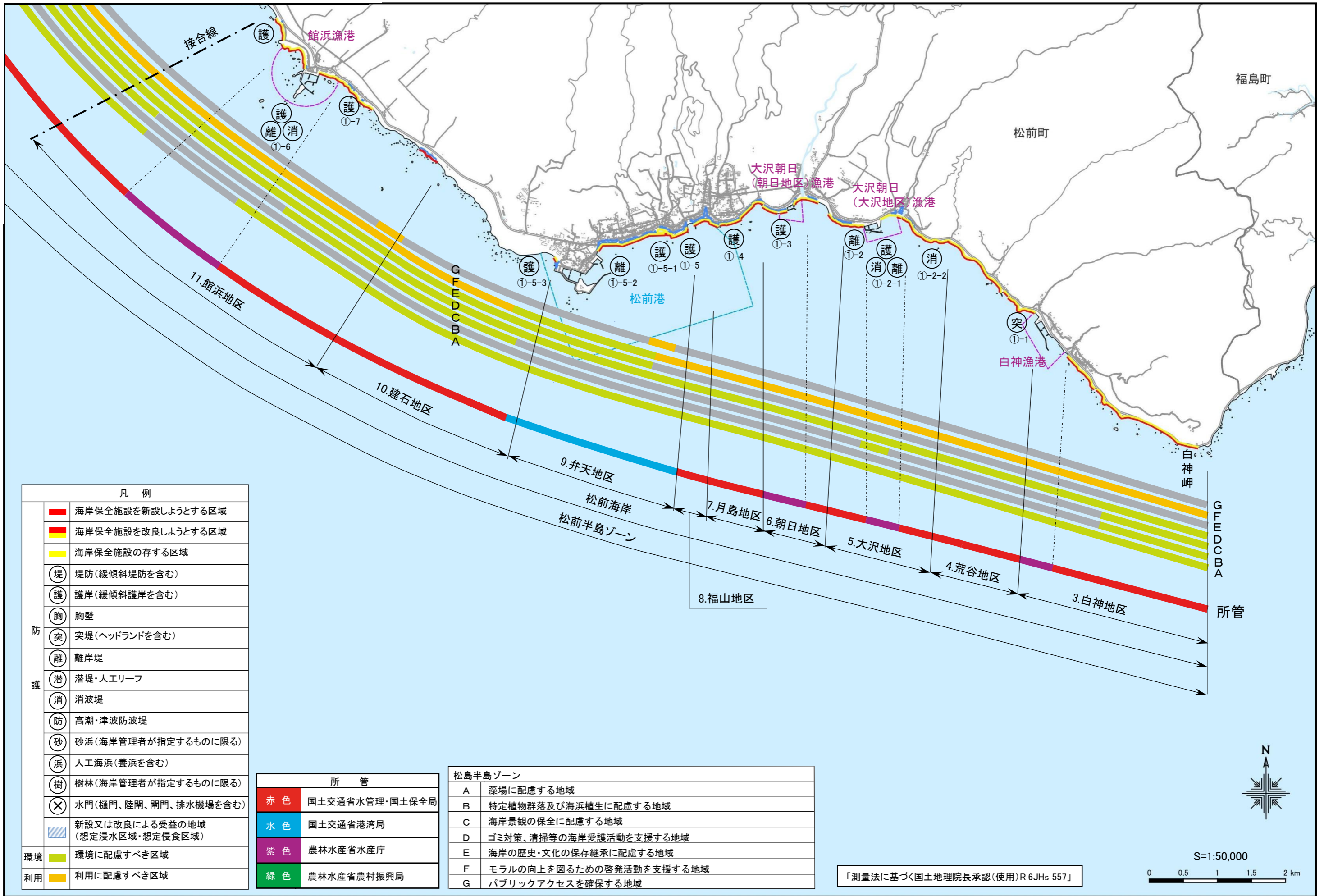
S=1:50,000



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」

大島・小島ゾーン	
A	貴重な海鳥類の繁殖・生育地及び植生の自然環境に十分配慮する地域
B	優れた自然崖地海岸などの保全が必要であるため、 現況の自然海岸を残す地域
C	保存すべき貴重な自然環境に対して、一般市民の理解や 認識を深めるための啓発活動を支援する地域
D	釣り利用者等によるゴミの投棄など無秩序な利用による 環境への影響を最小限に抑える地域

大島・小島ゾーン

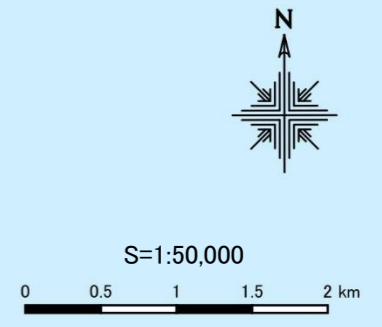


凡 例	
■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存する区域
Ⓜ	堤防(緩傾斜堤防を含む)
Ⓜ	護岸(緩傾斜護岸を含む)
胸	胸壁
突	突堤(ヘッドランドを含む)
離	離岸堤
潜	潜堤・人工リーフ
消	消波堤
防	高潮・津波防波堤
砂	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
浜	人工海浜(養浜を含む)
樹	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
×	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)
環境	環境に配慮すべき区域
利用	利用に配慮すべき区域

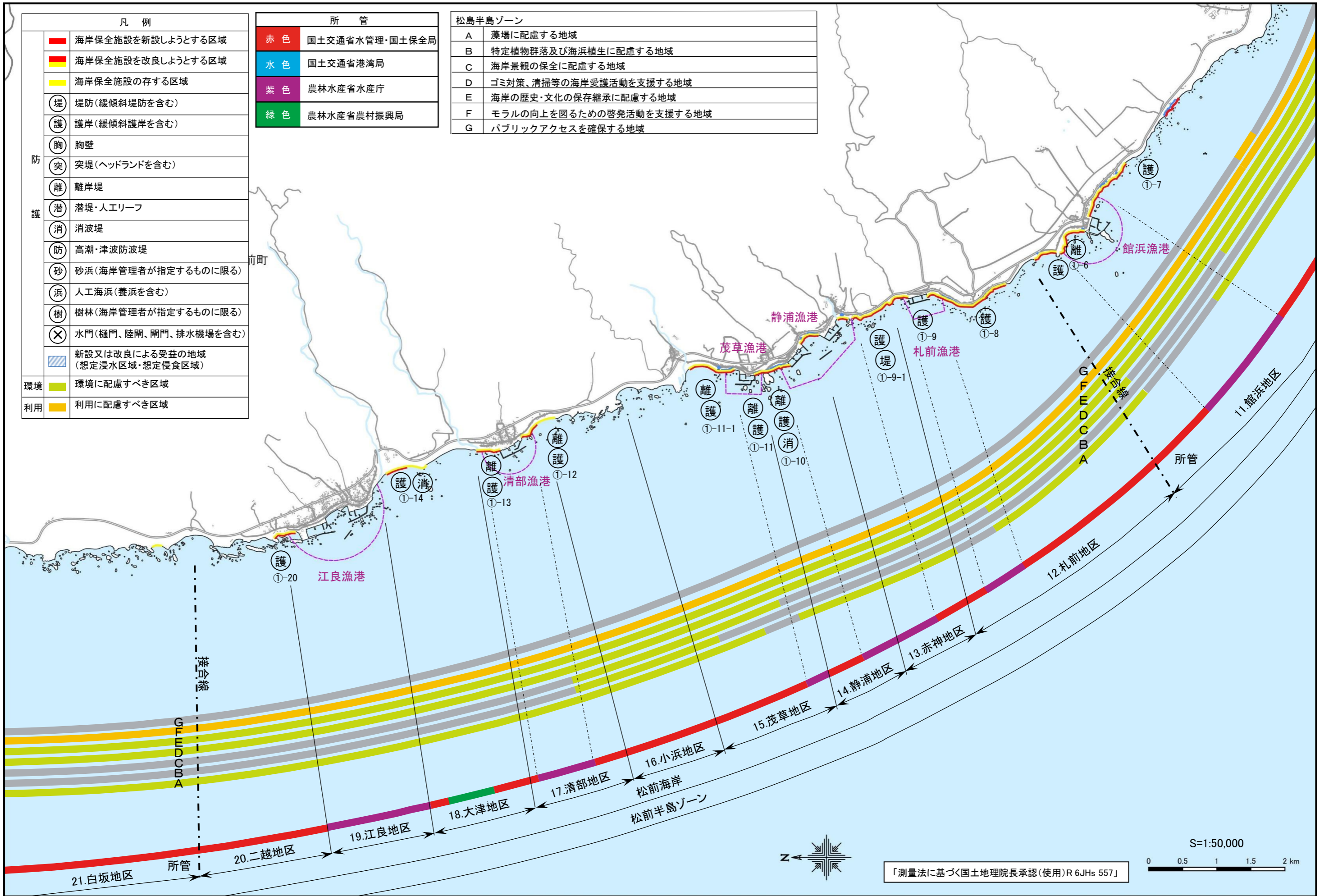
所 管	
赤 色	国土交通省水管理・国土保全局
水 色	国土交通省港湾局
紫 色	農林水産省水産庁
緑 色	農林水産省農村振興局

松島半島ゾーン	
A	藻場に配慮する地域
B	特定植物群落及び海浜植生に配慮する地域
C	海岸景観の保全に配慮する地域
D	ゴミ対策、清掃等の海岸愛護活動を支援する地域
E	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
F	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
G	パブリックアクセスを確保する地域

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R6JHs 557」



松前半島ゾーン 図面番号 1/4

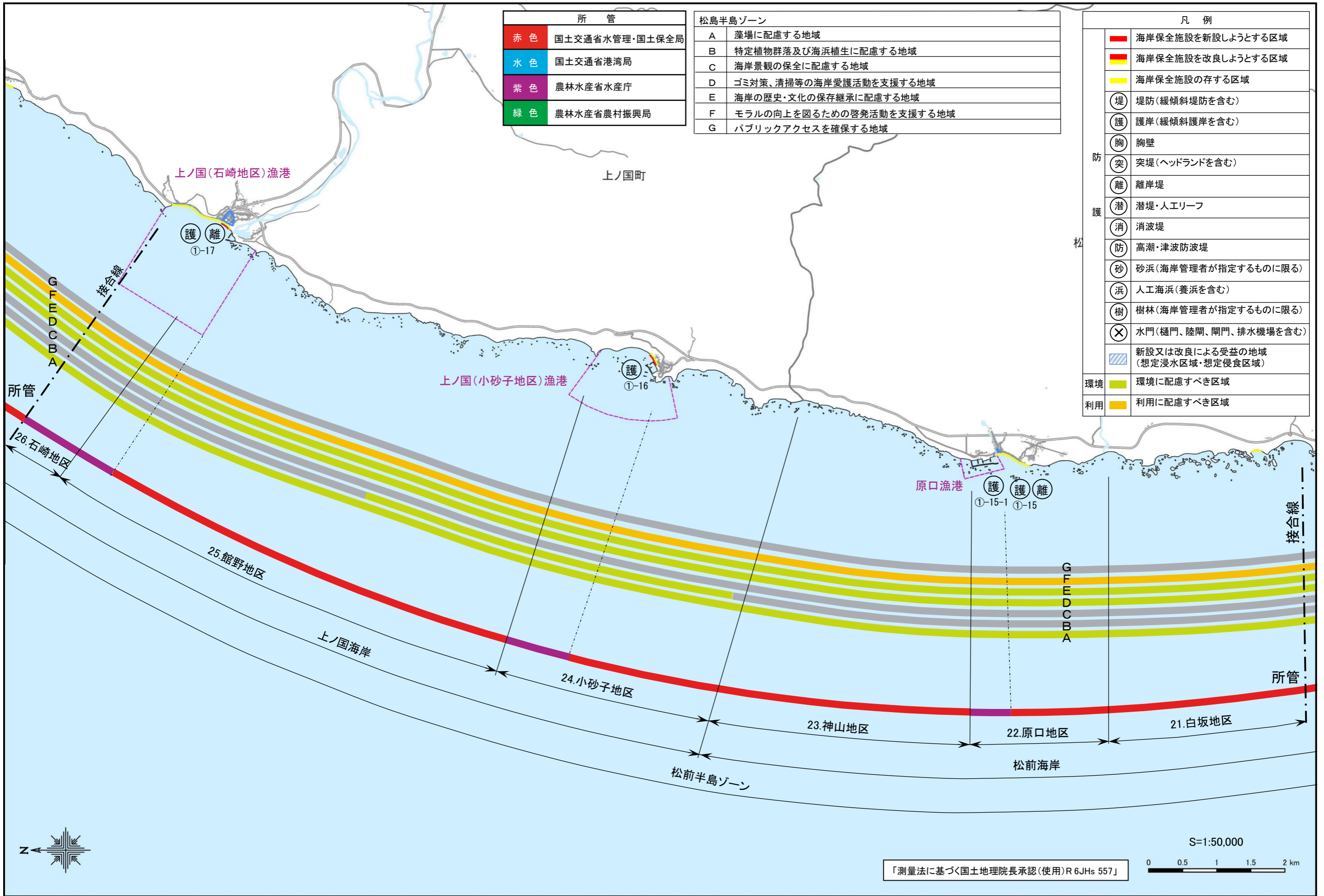


凡 例	
■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存する区域
①	堤防(緩傾斜堤防を含む)
②	護岸(緩傾斜護岸を含む)
③	胸壁
④	突堤(ヘッドランドを含む)
⑤	離岸堤
⑥	潜堤・人工リーフ
⑦	消波堤
⑧	高潮・津波防波堤
⑨	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
⑩	人工海浜(養浜を含む)
⑪	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
⑫	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
	環境に配慮すべき区域
	利用に配慮すべき区域

所 管	
■	国土交通省水管理・国土保全局
■	国土交通省港湾局
■	農林水産省水産庁
■	農林水産省農村振興局

松島半島ゾーン	
A	藻場に配慮する地域
B	特定植物群落及び海浜植生に配慮する地域
C	海岸景観の保全に配慮する地域
D	ゴミ対策、清掃等の海岸愛護活動を支援する地域
E	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
F	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
G	パブリックアクセスを確保する地域

松前半島ゾーン 図面番号 2/4

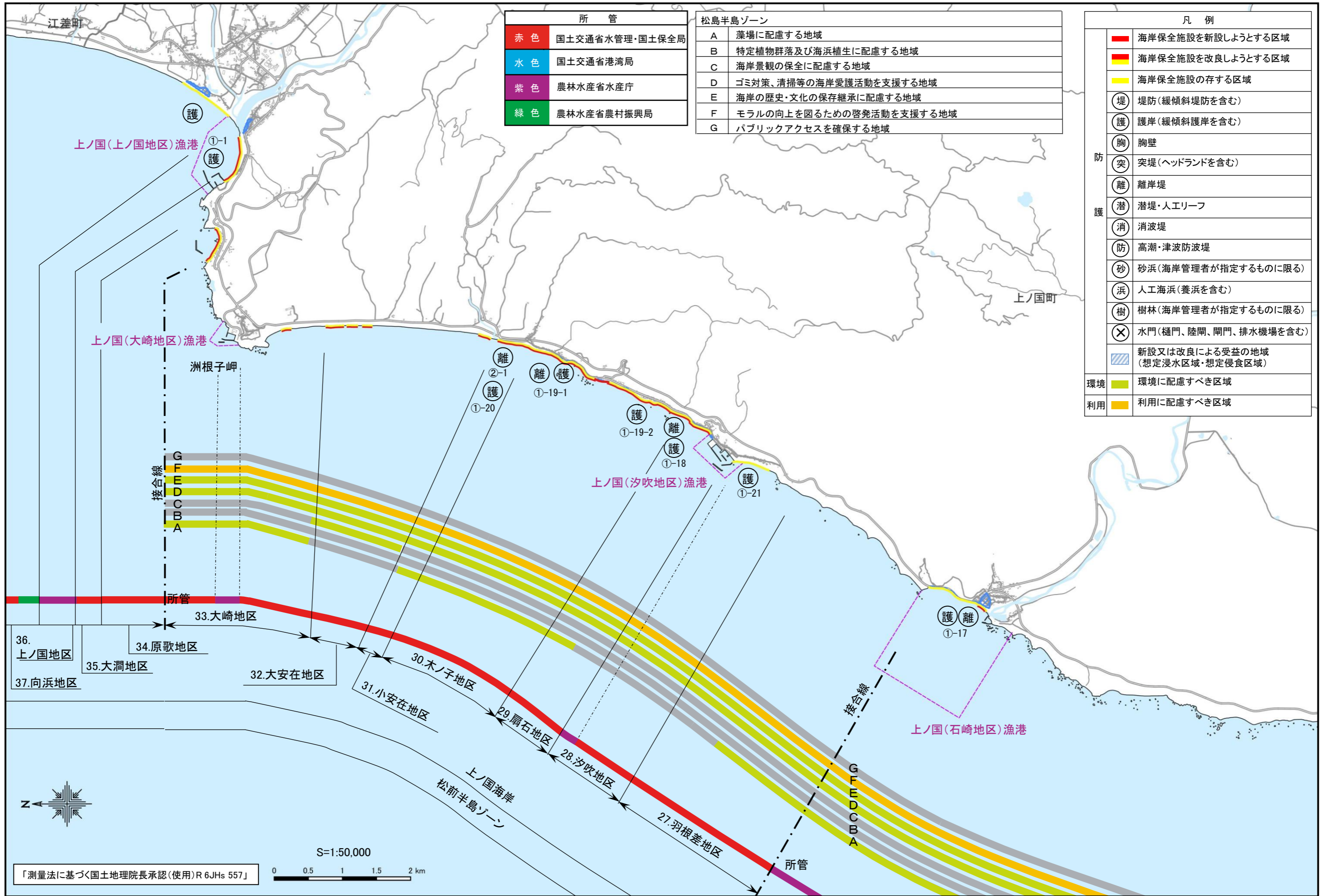


所管	
赤色	国土交通省水管理・国土保全局
水色	国土交通省港湾局
紫色	農林水産省水産庁
緑色	農林水産省農村振興局

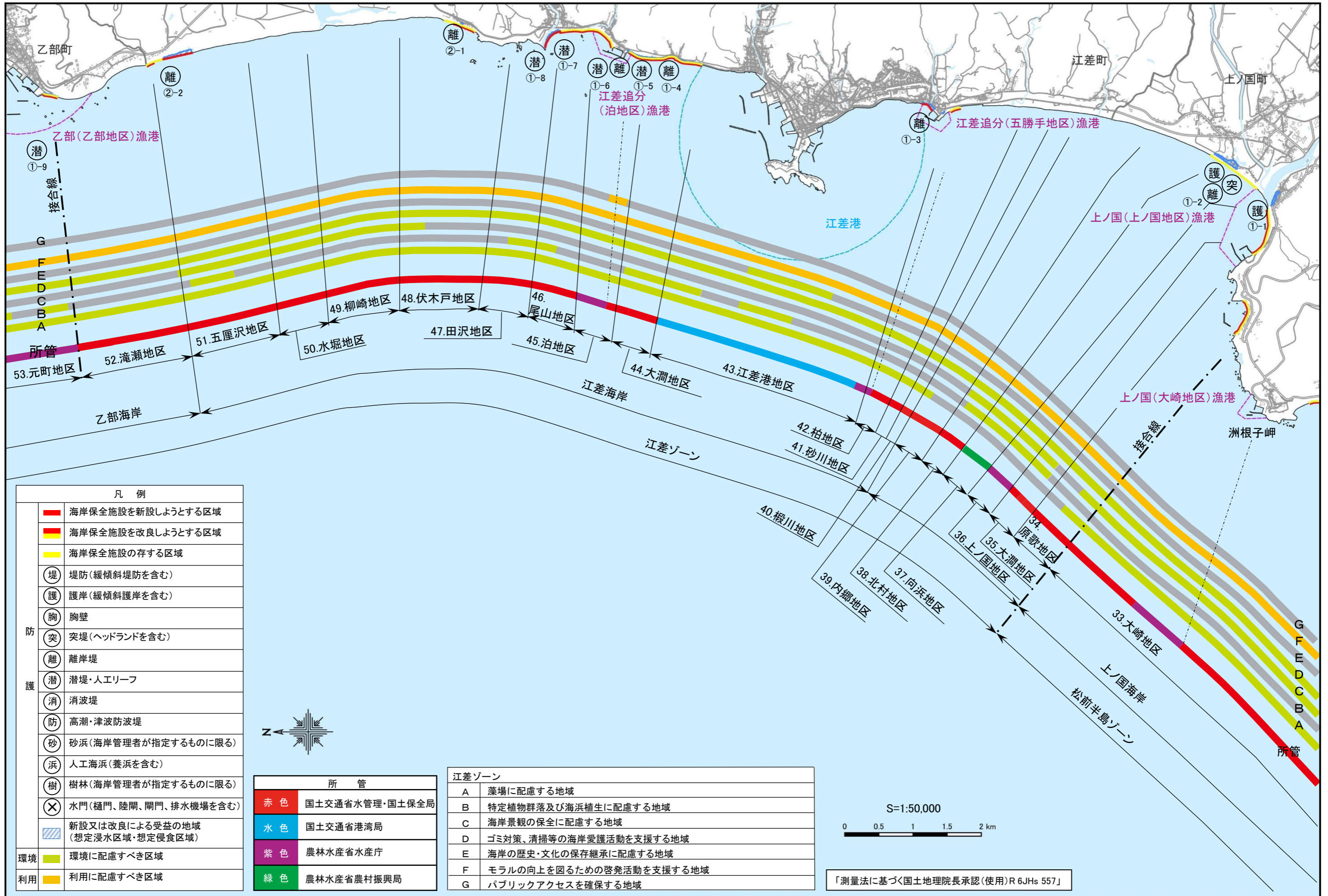
松島半島ゾーン	
A	藻場に配慮する地域
B	特定植物群落及び海浜植生に配慮する地域
C	海岸景観の保全に配慮する地域
D	ゴミ対策、清掃等の海岸愛護活動を支援する地域
E	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
F	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
G	パブリックアクセスを確保する地域

凡例	
■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存する区域
①	堤防(緩傾斜堤防を含む)
②	護岸(緩傾斜護岸を含む)
胸	胸壁
突	突堤(ヘッドランドを含む)
離	離岸堤
潜	潜堤・人工リーフ
消	消波堤
防	高潮・津波防波堤
砂	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
浜	人工海浜(養浜を含む)
樹	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
×	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
▨	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)
環境	環境に配慮すべき区域
利用	利用に配慮すべき区域

松前半島ゾーン 図面番号 3/4



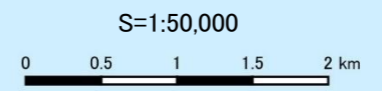
松前半島ゾーン 図面番号 4/4



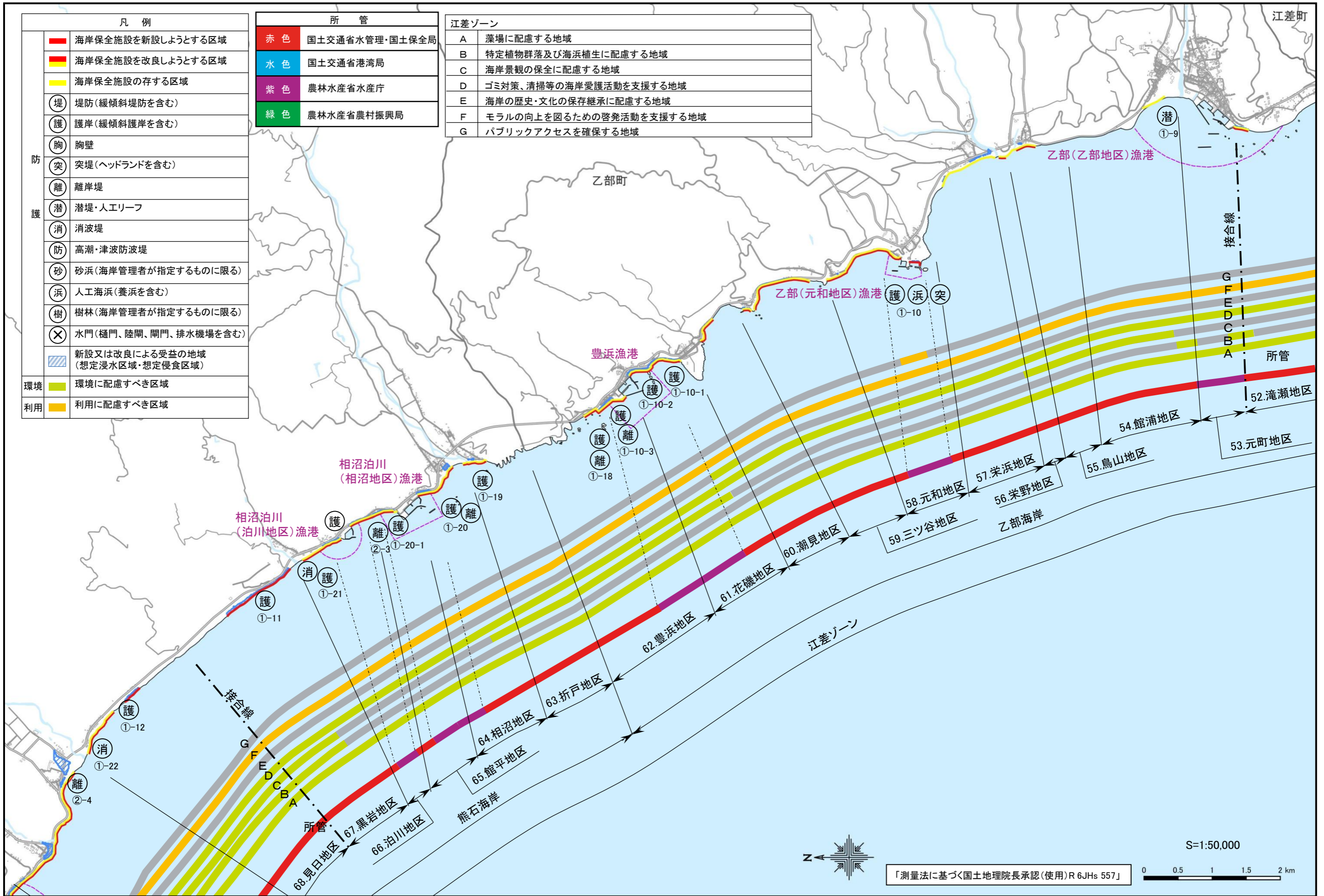
凡例	
■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存する区域
堤	堤防(緩傾斜堤防を含む)
護	護岸(緩傾斜護岸を含む)
胸	胸壁
突	突堤(ヘッドランドを含む)
離	離岸堤
潜	潜堤・人工リーフ
消	消波堤
防	高潮・津波防波堤
砂	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
浜	人工海浜(養浜を含む)
樹	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
X	水門(樋門、陸間、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)
環境	環境に配慮すべき区域
利用	利用に配慮すべき区域

所管	
赤色	国土交通省水管理・国土保全局
水色	国土交通省港湾局
紫色	農林水産省水産庁
緑色	農林水産省農村振興局

江差ゾーン	
A	藻場に配慮する地域
B	特定植物群落及び海浜植生に配慮する地域
C	海岸景観の保全に配慮する地域
D	ゴミ対策、清掃等の海岸愛護活動を支援する地域
E	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
F	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
G	パブリックアクセスを確保する地域



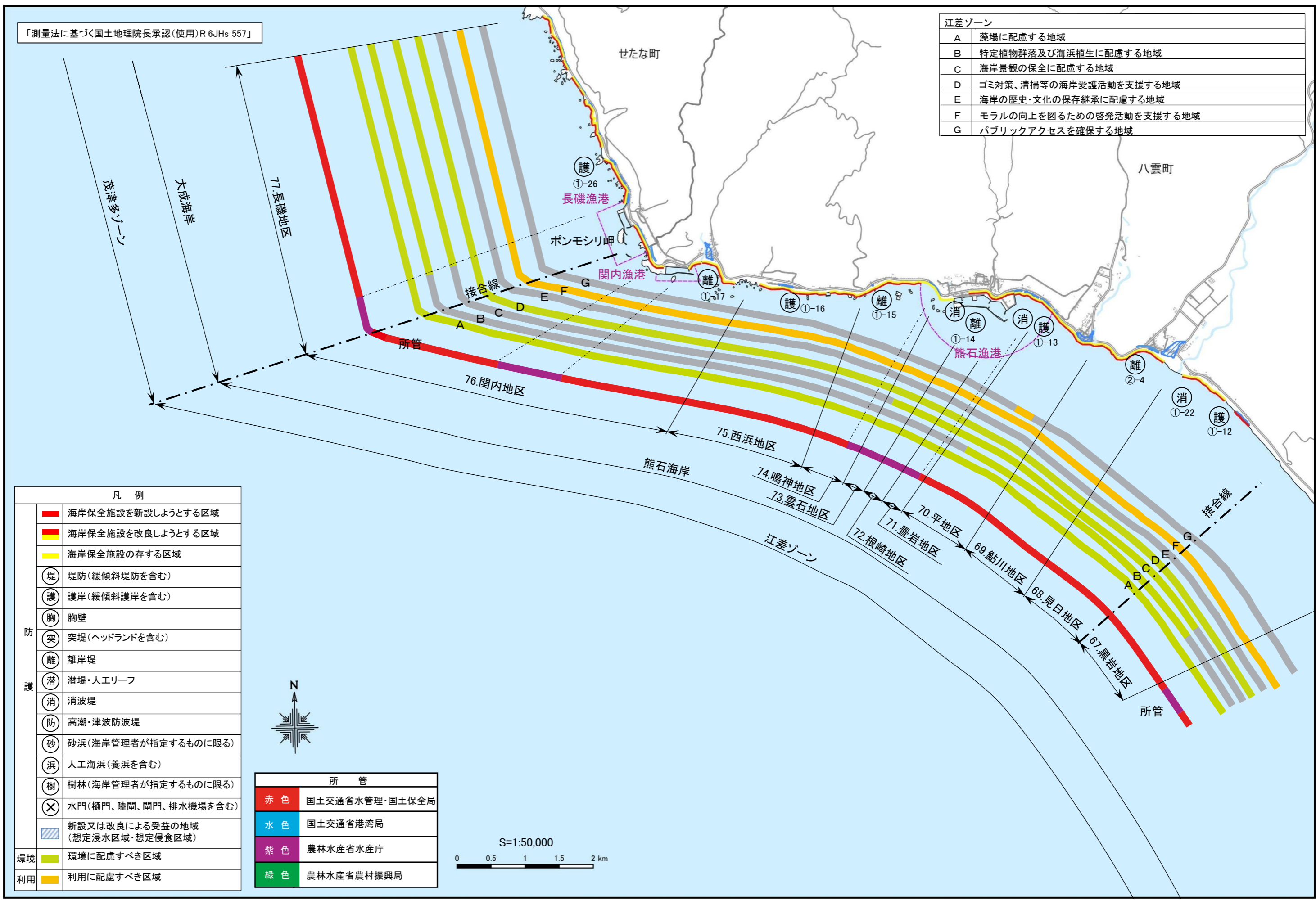
「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」



江差ゾーン 図面番号 2/3

「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 557」

江差ゾーン	
A	藻場に配慮する地域
B	特定植物群落及び海浜植生に配慮する地域
C	海岸景観の保全に配慮する地域
D	ゴミ対策、清掃等の海岸愛護活動を支援する地域
E	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
F	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
G	パブリックアクセスを確保する地域



凡例	
■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存する区域
⊕	堤防(緩傾斜堤防を含む)
⊖	護岸(緩傾斜護岸を含む)
胸	胸壁
突	突堤(ヘッドランドを含む)
離	離岸堤
潜	潜堤・人工リーフ
消	消波堤
防	高潮・津波防波堤
砂	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
浜	人工海浜(養浜を含む)
樹	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
×	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
 	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
環境	環境に配慮すべき区域
利用	利用に配慮すべき区域

所管	
赤色	国土交通省水管理・国土保全局
水色	国土交通省港湾局
紫色	農林水産省水産庁
緑色	農林水産省農村振興局

